

令和 8 年度富士山麓エリアにおける 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務仕様書

【施策 3 ～ 6 一括委託】

本仕様書は、富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「令和 8 年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務【施策 3 ～ 6 一括委託】」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

令和 8 年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務【施策 3 ～ 6 一括委託】（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで

なお、本業務に係る各取組の実施時期は、「富士山麓エリア R8 実施計画」及び別添「全体事業施策 想定スケジュール」を基本とし、契約締結後、甲と協議のうえ具体的な実施時期を定めるものとする。

3 業務概要

本業務は、「富士山麓エリア R8 実施計画」に記載する施策 3「人材育成（観光事業全般）」、施策 4「ヤド確保」、施策 5「推進体制強化」及び施策 6「マスタープラン改定・KGI/KPI 測定」を一括して実施するものである。乙は、各施策を個別に実施するのではなく、地域経営主体の設立準備、観光人材育成、宿泊環境高度化、KGI/KPI 測定、経済波及効果測定及びマスタープラン改定を相互に連動させながら、富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくりを推進すること。

なお、本業務の実施に先立ち、乙は、令和7年度に実施した本事業に係る事業報告書及び検証結果等を確認し、当該結果から得られた成果、課題及び改善点を整理したうえで、その内容を本業務の検討及び実施に反映させるものとする。

乙は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 地域観光人材育成に関する業務【施策3「人材育成（観光事業者全般）」】
- (2) 高付加価値旅行者に対応する宿泊施設確保及び宿泊環境高度化に関する業務【施策4「ヤド確保」】
- (3) 推進体制強化に関する業務【施策5「推進体制強化」】
- (4) マスタープランの改定、KGI/KPI測定及び経済波及効果測定に関する業務【施策6「マスタープラン改定・KGI/KPI測定」】
- (5) 事業全体のマネジメント
- (6) 「富士山麓エリア R8 実施計画」に記載している各施策を受託した事業者との一体的な業務実施及び評価対応
- (7) 甲との定期的な打合せ
- (8) その他、本業務に関して観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下「観光庁事務局」という。）が定める業務を甲と調整のうえ実施すること

4 業務内容

業務内容は、下記（1）から（8）に示すものとし、事業の進捗については、別添「全体事業施策 想定スケジュール」を基本に実施すること。

なお、本事業の実施に当たっては、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を本業務の中核的な検討・合意形成の場として位置付け、WGとの連携及び協働を通じて業務を積極的に推進することを基本とする。※WGに関する説明は別記参照

乙は、WGにおける検討を単なる意見聴取の場にとどめることなく、課題整理、検討の深度化、対応方針の整理及び関係者間の合意形成を主導的に行い、その成果を業務内容に反映させるものとする。

（１）地域観光人材育成に関する業務【施策３「人材育成（観光事業者全般）」】

① 地域観光人材育成研修の実施

富士山麓エリアにおける観光事業者全般（ガイド、ドライバー、宿泊事業者、体験事業者及び交通事業者等（東京等からのスルーガイドとハイヤー事業者を含む。））を対象に、高付加価値旅行者の受入体制構築を目的とした地域観光人材育成研修を実施すること（全５回程度）。

- 宿泊・移動・体験各分野の役割理解及び連携意識の醸成を図る内容とすること。
- 令和７年度に作成した「人材育成計画」を参照し、育成対象、人材像、段階的な育成の考え方及び整理された課題を踏まえて研修内容を設計すること。
- 研修実施に当たっては、研修会場（実施場所）の選定及び手配、参加者の募集及び参加申込みの受付対応、講師等との調整、当日の運営及び進行管理、アンケート実施並びに結果整理を行うこと。

② 全国 DMC 招聘によるネットワーキングイベント型研修の実施

観光事業者全般の理解促進及び連携強化を目的に、全国 DMC 招聘によるネットワーキングイベント研修を実施すること（１回）。

- 研修の構成及び内容は、WG における議論を通じて整理された課題認識及び検討の方向性に沿うものとする。
- 研修実施に当たっては、招聘者との調整、研修会場の選定及び手配、参加者募集、当日の運営及び進行管理、アンケート実施並びに結果整理を行うこと。

③ 成果 KPI の提案及び効果測定

実施した研修の成果を把握・検証するため、地域観光人材育成の成果を測定するための成果 KPI を提案し、効果測定を実施すること。

- 参加者の理解度、満足度、連携意識の変化、実務への活用意向等を把握するための観点を整理すること。

④ 人材育成計画の改定

令和８年度の研修及び関連取組の結果を踏まえ、令和７年度に作成した人材育成計画を改定すること。

- 育成対象、人材像、育成テーマ、段階的な育成方針及び今後の課題を整理すること。
- 本計画は、推進体制強化、地域経営主体設立準備、ヤド確保、マスタープラン改定及び KGI／KPI 測定と整合を図るものとする。

（２）高付加価値旅行者に対応する宿泊施設確保及び宿泊環境高度化に関する業務【施策４「ヤド確保」】

① 宿泊事業者対象の需給調査

高付加価値旅行者の受入を見据え、宿泊事業者を対象とした需給調査を実施し、宿泊施設の現状、課題及び改善の方向性を把握・整理すること。

- 契約締結後、令和７年度に実施した宿泊施設調査結果を基礎資料として確認すること。
- 宿泊事業者へのヒアリング等を実施し、施設稼働率、客層構成、高付加価値旅行者の受入状況及び体制、施設・設備、動線、サービス提供環境、経営上の課題等を把握・整理すること。
- 調査対象施設の範囲及び調査手法については、事前に甲と協議すること。
- 調査結果や整理内容を、施策１「磨き上げ・販売・販路形成」の検討及び取組に反映可能な形で整理すること。

② 既存宿泊施設の底上げ整備計画の策定

需給調査及びWGでの議論を踏まえ、既存宿泊施設を対象とした底上げ整備計画を策定し、地域全体の宿泊環境高度化に向けた指針を示すこと。

- 当該計画は、宿泊施設単体の改善にとどまらず、地域全体の水準向上に向けた指針として整理すること。
- 取りまとめ手法については甲の承認を得ること。

③ 宿泊事業者の協議会への参画促進

本事業の方向性及び意義について宿泊事業者に対して丁寧に説明し、協議会への理解促進と参画を促すこと。

- 需給調査、FAMトリップからのフィードバック、ロードマップ検討等の内容を踏まえ、本事業の目的、方向性及び宿泊事業者にとっての意義について分かりやすく整理すること。
- ヤド確保が必要な理由や今後の取組の方向性について説明を行い、宿泊事業者の協議会への積極的な参画を促すこと。

④ ホスピタリティ向上及び高付加価値化による収益向上意識醸成研修の実施

宿泊事業者を対象として、ホスピタリティ向上及び高付加価値化による収益向上に向けた意識醸成を目的とする研修を実施すること（２回）。

- 現場オペレーションの改善にとどまらず、高付加価値化を経営判断として位置付ける視点を提供すること。
- 高付加価値旅行者対応におけるホスピタリティの考え方を、経営戦略として捉える視点を含めること。
- 施設改修・設備更新（客室仕様、共用空間、プライバシー確保、ユニバーサル対応等）が、客単価向上、稼働率改善、長期滞在化等の収益向上につながる構造の理解を促すこと。
- 段階的な高付加価値化や施設改修を、自社の経営方針に位置付けるための考え方を提示すること。

⑤ 成果 KPI の提案及び効果測定

需給調査、底上げ整備計画及び関連取組の成果を把握するため、成果 KPI を提案し、効果測定を実施すること。

⑥ 経済波及効果測定のためのアンケート実施

経済波及効果測定に必要な基礎資料を収集するため、宿泊事業者を対象としたアンケート調査を実施し、必要なデータの収集及び整理を行うこと。調査結果は、（４）③に定める経済波及効果等測定及び分析に活用できる形で整理すること。

- アンケート調査の具体的な内容は、観光庁事務局から示される最新の手引き及び甲との協議に基づき決定すること。
- 必要に応じてヒアリング調査を実施すること。

⑦ FAM トリップのフィードバックの活用

施策１「磨き上げ・販売・販路形成」において実施される FAM トリップで招請した全国 DMC、ラグジュアリーホテルのコンシェルジュ等からの評価・意見を収集・整理し、ヤドの改善検討に活用すること。

⑧ ヤドのロードマップ更新及びヤド確保計画の作成

宿泊環境高度化に向けた取組の方向性、優先順位、段階的な進め方を明確化し、ヤドのロードマップを更新するとともに、ヤド確保計画として、具体的な取組内容、想定される対象、必要となる条件整理、今後の検討課題を体系的に整理すること。

- 当該ロードマップ及びヤド確保計画について、推進体制強化、地域経営主体設立準備及びマスタープラン改定との整合を図ること。
- 施策３における人材育成及び施策１におけるコンテンツ磨き上げとの接続を意識して整理すること。

（３）推進体制強化に関する業務【施策５「推進体制強化」】

① 協議会及びWGの運営

協議会及びWGを運営し、施策１から施策６までを横断的・一体的に推進すること。

なお、協議会は、必要に応じて開催するものとし、少なくとも、事業進捗報告・中間報告会報告内容協議（令和８年９月１６日予定）及び令和８年度事業成果報告・年次報告会報告内容協議（令和９年１月２８日予定）の２回は開催すること。なお、開催日程は当初予定であり、事業の進捗状況その他の事情に応じて甲と協議のうえ変更できるものとする。

- 協議会の開催に係る日程調整、招集、資料作成、進行、議事録作成及び共有
- WGの開催に係る日程調整、招集、会場手配又はオンライン設定、資料作成、進行、議事録作成及び共有
- WG合同会、FAMトリップ報告会等の開催に係る日程調整、招集、会場手配又はオンライン設定、資料作成、進行、議事録作成及び共有
- 開催形式（現地・オンライン・ハイブリッド）、開催場所、開催頻度については甲と協議のうえ決定
- 多様なステークホルダーから意見を募り、必要に応じて議論や取組に反映
- 甲からの進捗報告要請や調整依頼への対応

② 地域経営主体の設立準備及び投資機能を持つ組織に関する検討及び立ち上げ

令和７年度各種調査結果を踏まえ、地域経営主体（投資機能を含む。）の設立に向けた方向性を整理し、設立準備を行うこと。

- 専門的知見を有する地域アドバイザーを交えた検討体制を構築すること。企画提案において、地域アドバイザーの具体的人選、関与の内容や位置付け等を提案すること。
- 協議会の中心的メンバーと地域アドバイザーによる意見交換を月１回程度実施すること。
- 地域経営主体が担うべき役割、担うべきでない役割、既存プレイヤーとの役割分担、責任範囲及び体制を整理すること。
- 販売窓口、手配、精算等の機能実装に向けた組織設計を行うこと。
- 投資機能を含む持続的な運営モデルを検討すること。

③ 地域経営戦略の策定

上記の整理を踏まえ、地域経営主体が持続的に観光地経営を行うための地域経営戦略を策定すること。

④ 組織計画及び設立に向けたアクションプランの作成

地域経営戦略に基づき、地域経営主体の組織計画及び設立に向けたアクションプランを作成すること。

⑤ 資金調達計画の作成

必要資金規模を整理し、融資、ファンド、制度融資、補助金、民間投資等を含む資金調達計画を作成すること。

⑥ 地域経営主体ロードマップの更新

令和7年度に策定したロードマップを踏まえ、令和8年度の検討結果を反映した地域経営主体ロードマップを更新すること。

⑦ 令和7年度 AI 施策の分析結果を活用した研修の実施

令和7年度 AI 施策の報告内容及び分析結果を活用し、「AI に選ばれる観光地・観光商品」に向けた考え方や視点を地域内で共有する研修を実施すること（1回）。

- 協議会構成員が自らの事業に活用できる視点を提供すること。

（４）マスタープラン改定、KGI/KPI 測定及び経済波及効果測定に関する業務【施策6「マスタープラン改定・KGI/KPI 測定」】

① マスタープラン改定及び成果目標測定

マスタープランに定める KGI/KPI の進捗を把握・検証し、施策改善につなげること。また、施策1から施策6までの事業実施結果及び各施策の計画（販売、人材育成、ヤド確保、推進体制強化等）を整理・統合し、マスタープラン改定案を作成し、協議会へ提案すること。

なお、施策1におけるコアバリューの深掘り及びストーリー構築については、マスタープラン改定の中核要素として位置付け、当該施策受託者と連携しながら全面的に協力すること。

② 令和9年度事業実施計画の策定

改定したマスタープランをもとに、観光庁へ提出する令和9年度事業実施計画を策定すること。

③ 経済波及効果等測定調査

観光庁事務局から示される最新の手引きに基づき、当該年度の経済波及効果測定及び分析を行うこと。

- 手引きに基づく調査設計を行うこと。

- (2) ⑥のアンケート調査及び必要に応じたヒアリング調査と連携して調査データを収集すること。
- 手引きに基づき経済波及効果を算出し、分析すること。
- 分析結果をマスタープラン改定及び令和9年度事業実施計画に反映すること。

④ 成果 KPI の提案及び効果測定

事業進捗、WG・施策間の連携、課題対応等の状況を把握することができる成果 KPI を提案し、効果測定を実施すること。

⑤ 令和8年度事業実施報告書の作成

施策1から施策6までの全体を総括した令和8年度事業実施報告書を取りまとめること。

(5) 事業全体のマネジメント（事務局機能）

乙は、施策1の受託者とも連携しながら、施策1から施策6までの進捗、成果、課題及びリスクを俯瞰し、全体最適の観点から事業をマネジメントすること。

- 施策間の目的、スケジュール、成果物、KGI/KPI 及び予算執行の整合性確保
- 課題や遅延の早期把握と改善提案
- 各施策の進捗管理及び成果とりまとめ
- 各施策受託者による精算手続の支援（施策3～6は乙が精算主体）
- 甲、観光庁及び観光庁事務局との連絡調整
- 観光庁事務局が開催する中間報告会及び年次報告会における発表資料の作成
- 観光庁事務局が開催する中間報告会及び年次報告会に向けて、報告内容及び発表資料について事前に協議会へ諮り、協議結果を反映すること。
- 観光庁定例ミーティングに係る事前資料作成、説明対応及び調整

(6) 各施策受託者との一体的な業務実施及び評価対応

乙は、施策1の受託者と連携し、業務の企画、実施、検証、整理の各段階を通じて一体的に事業を推進すること。施策間の役割分担を明確にしつつ、相互に補完しながら、事業全体としての質と実効性を高めること。

また、観光庁が実施する事業実施状況評価等に適切に対応し、評価結果や助言を踏まえた改善につなげること。

- 業務の企画段階から、実施、検証、成果整理に至るまで、各施策受託者と情報共有・意見交換を行いながら業務を進めること。

- WG の運営、検討テーマの設定、論点整理、方向性の検討及び成果物のとりまとめに当たっては、各施策受託者と役割分担を行い、共同して実施すること。
- 観光庁による事業実施状況評価等において示される評価、助言及び指摘事項について、各施策受託者と内容を整理すること。
- 評価内容を踏まえた課題抽出及び改善策の検討を行い、その結果を WG に共有し、対応方針及び改善内容について協議・検討すること。
- 観光庁の評価等に関連して求められる調査、資料作成、ヒアリング対応等については、各施策受託者と役割分担のうえ、共同して対応すること。
- 整理された改善内容及び対応結果については、本業務の実施内容及び成果物に適切に反映させること。

（７）甲との定期的な打合せ

- 委託事業の進捗管理のため、２週間に１回を目安に、甲とのオンラインミーティングを開催し、事業の進捗確認、課題整理及び今後の対応方針等について協議を行うこと。
- 当該ミーティングに際しては、業務進捗や達成状況等について、甲が指定した様式により予め提出すること。なお、甲の確認・指摘を受けた場合は、必要に応じて内容の修正又は業務の改善を行うこと。

（８）その他

- （１）から（７）までのほか、本業務に関して、観光庁事務局が定める業務を、甲と調整のうえ実施すること。
- 事業実施に当たっては、施策３から施策６までの詳細スケジュール（研修実施時期、調査期間、WG 開催予定、協議会開催予定、成果物提出時期等）を予め作成するとともに、施策１の受託者から事業の詳細スケジュールをとりまとめ、甲に提出すること。
- 当該スケジュールに基づき進捗管理を行い、事業が滞りなく進むよう各施策受託者及び甲と共有・調整を行うこと。
- 甲との打合せ、協議会、WG、関係事業者との会議等については、議事録を作成し、速やかに甲に提出すること。
- 毎月第二木曜日１４時からオンライン方式で行われる観光庁定例ミーティングに参加するとともに、事前資料作成、説明対応及び調整を行うこと。
- その他、各種会議における事前資料作成・説明対応、事業実施に当たっての随時調整等を行うこと。

5 成果物について

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。なお、提出期限は本仕様書によるほか、甲と協議のうえ提出するものとする。

- (1) 研修実施報告書（地域観光人材育成研修、全国 DMC 招聘によるネットワーキングイベント型研修、宿泊事業者向け研修、AI 施策活用研修を含む。）
- (2) 地域観光人材育成計画（令和 7 年度人材育成計画の改定版）
- (3) 各種調査報告書（宿泊事業者需給調査、経済波及効果測定に係る基礎調査等）
- (4) 既存宿泊施設の底上げ整備計画
- (5) ヤド確保計画
- (6) 更新後のヤドに関するロードマップ
- (7) 協議会等開催報告書
- (8) WG 実施報告書
- (9) 地域経営戦略
- (10) 組織計画（アクションプラン含む）
- (11) 資金調達計画
- (12) 地域経営主体ロードマップ更新版
- (13) マスタープラン改定版
- (14) 令和 9 年度事業実施計画
- (15) 経済波及効果報告書
- (16) 施策 1 から施策 6 までを総括した令和 8 年度事業実施報告書
- (17) 施策 3 から施策 6 までに係る事業実施報告書、経費精算書（証憑類含む。）、その他事業経費に必要となる書類
- (18) その他、甲が必要と認める書類

6 委託業務実施体制

委託業務の実施に当たっては、甲との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。また、契約後、詳細な実施予定日時等が示された事業実施計画書を提出し、変更があった場合には都度甲に協議・報告すること。

乙は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと。

(1) 業務実施責任者

- 乙は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を甲に通知すること。
- 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- 業務実施責任者は、甲との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、甲から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- 乙が本業務のほかに、同一年度において本事業の他施策を併せて受託する場合には、原則として、各施策ごとに業務実施責任者をそれぞれ配置するものとし、業務実施責任者を重複して配置しないこと。ただし、やむを得ない事情により業務実施責任者の重複配置が必要となる場合には、事前に甲と協議し、業務の円滑な遂行に支障が生じない体制について甲の承諾を得るものとする。

(2) 業務従事者

- 業務従事者は、業務実施責任者とともに本委託業務を行うこと。
- 業務従事者は3名以上とし、乙は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を甲に通知すること。

(3) 利害関係の管理及び公正性の確保

- 乙は、本業務の実施に当たり、自社又はその親会社、子会社、関連会社その他利害関係を有する者（以下「関係会社」という。）が本業務に関与する場合には、取引の公正性及び透明性を確保しなければならない。
- 乙は、関係会社を本業務に関与させる場合には、あらかじめその内容及び関与の範囲等について甲に報告し、承認を得るものとする。
- 乙は、本業務に関連して、自社又は関係会社に対する不当な優遇、便益供与その他不公正な取扱いが生じることのないよう、適切に業務を実施しなければならない。

- 特に、業務の実施に当たり、自社又は関係会社に有利となる取扱いを行ってはならず、必要に応じて関与の制限その他適切な利益排除措置を講じるものとする。

7 著作権等

- 本委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む。）等については、甲及び観光庁に帰属する。
- 乙は、本業務により乙が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を甲及び観光庁に無償で譲渡するものとする。
- 成果物に第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、乙は必要な著作権処理を行うこと。
- 乙は、受託業務により乙が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

8 留意事項

- 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- 委託業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

9 情報セキュリティ、個人情報保護及び損害賠償

（１）基本事項

乙は、本業務の実施に当たり、情報資産及び個人情報の保護の重要性を認識し、関係法令及び甲の定める規程を遵守するとともに、適切な安全管理措置を講じるものとする。

（２）秘密保持

乙は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（３）管理体制及び適正管理

乙は、情報セキュリティ及び個人情報保護の責任者を定め、業務従事者への教育を行うとともに、漏えい、滅失又は毀損を防止するため、情報の適切な管理、無断複製・持ち出しの禁止等の必要な措置を講じるものとする。

（４）事故対応

乙は、情報漏えい等の事故が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲の指示に従うものとする。

（５）再委託の取扱い

乙は、本業務を再委託する場合には、事前に甲の承認を得るとともに、再委託先に対し本条と同等の義務を課し、適切に監督するものとする。

（６）損害賠償等

乙が本条の規定に違反し、情報の漏えいその他の事故により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。また、甲は必要に応じて契約の解除その他必要な措置を講ずることができる。

10 その他

- 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合には、企画提案に記載すること。
- 受託者選定後の契約は、観光庁事務局、甲及び乙の３者契約とし、支払いは観光庁事務局から行う。
- 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、乙において負担するものとする。
- 精算については、原則として事業後の一括精算払いとする。
- 本仕様書にない事項や本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と乙とで協議し、決定するものとする。

別記 WG の位置付け及び概要

本事業では、複数の施策を横断的かつ一体的に推進するため、テーマ別に WG を設置し、関係事業者を中心に検討・調整を行うものとする。

各 WG は、関係事業者が参画し、現場の実情や事業実務の観点から、課題の整理、論点の明確化、方向性の検討及び施策間の調整を行うための実務的な検討の場として位置付けるものとする。本事業における WG の概要は以下のとおり。

A（ウリ・コネ）：コンテンツ造成・海外セールス・プロモーション WG

高付加価値観光コンテンツの明確化や造成に関するワーキング及び海外セールスやプロモーション等を通じて高付加価値観光コンテンツを検証するもの

B（ヒト）：地域観光人材育成 WG

ガイド、ドライバー等を含む地域観光人材の育成に関する課題等を整理するもの

C（ヤド）：宿泊環境高度化 WG

高付加価値旅行者に訴求する宿泊施設について整理するもの

D（アシ）：アシ整備 WG

高付加価値観光コンテンツと 2 次交通との接続等について整理するもの

乙は、業務内容及び検討テーマに応じて、適切な WG を選定・活用し、各 WG での検討内容を相互に共有・連携させながら、施策全体の整合性及び実効性の確保を図るものとする。

なお、複数の WG に関係する検討テーマについては、成果物の性格及び最終的な検討目的を踏まえて WG を定め、必要に応じて他 WG と連携して検討を行うものとする。

WG の運営に当たっては、乙が、各 WG の開催に係る日程調整、招集、会場の手配又はオンライン設定及び議事録の関係者への共有等、会議運営に関する業務を担うものとする。

各 WG における検討内容に関する資料作成、会議の進行、検討テーマに基づく説明、論点の提示、議論の展開及び議事録作成については、当該検討テーマに関係する各施策受託者が主体となって行うものとする。ただし、本業務において乙が一括して受託する施策 3 から施策 6 に関する検討テーマについては、乙が主体となって実施するものとする。

参考 施策 3～6 の想定事業費

本業務の対象となる施策 3 から施策 6 までの事業費内訳は下記のとおり。

施策	内容	事業費（税込）
施策 3	人材育成 （観光事業全般）	5,500,000 円
施策 4	ヤド確保	2,200,000 円
施策 5	推進体制強化	5,245,000 円
施策 6	マスタープラン改定・ KGI/KPI 測定	4,895,000 円
合計		17,840,000 円